

## 令和8年度白浜町商店街等活性化促進事業補助金

町内の商店街等の活性化及び振興を図るための事業を実施する商店街等に対し、その費用の一部を補助します。

### ●補助対象者

- ・ 商店街及び商店会
- ・ 商店街連合振興会
- ・ 共同事業を行う団体  
(商工会に加入している同一町内会・同一区内の5店舗以上で構成する団体)

### ●補助対象事業

区分	補助対象経費	補助率・補助限度額
(1) イベント事業	地域との交流促進や賑わいを創出するために実施するイベント事業に要する経費	補助対象経費の1/2以内とし、50万円を上限とする。
(2) 販売促進事業	マップやパンフレットの作成等の宣伝や販売促進を図る事業に要する経費	
(3) 調査研究事業	商店街の活性化を目的に実施する各種調査や研修会等の事業に要する経費	
(4) 環境整備事業	商店街施設の環境整備事業に要する経費	
(5) 空き店舗活用事業	商店街団体等が自ら空き店舗を利用して実施する事業に要する経費	
(6) その他の活性化事業	商店街等の活性化を目的として実施するもので、特に町長が必要と認める事業に要する経費	

### 〈補助対象外経費〉

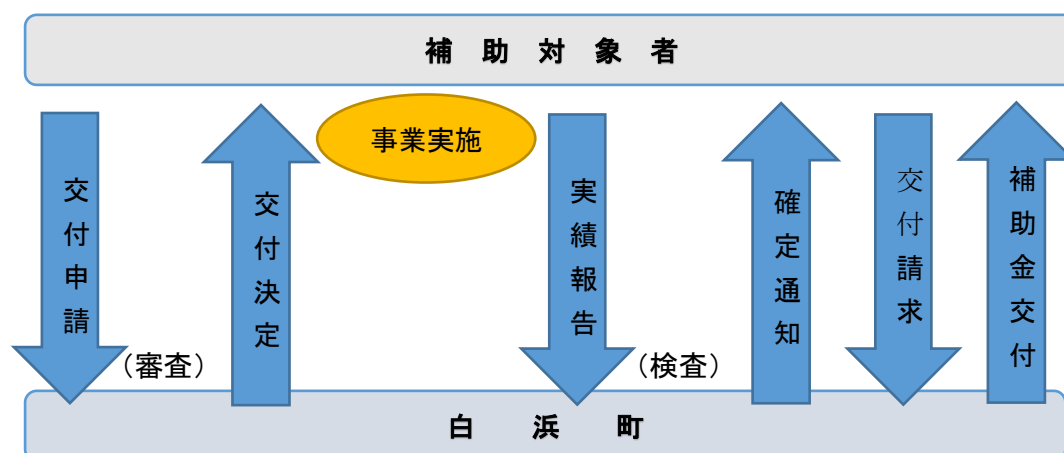
- ・ 内容が経常的な性質を有する経費（団体の運営経費等）
- ・ 抽選会などの景品購入費
- ・ 飲食費
- ・ 視察などの旅費
- ・ 売上げを伴うものの購入費

※補助対象になるかどうか不明な場合は、事前に町観光課観光商工係までお問い合わせください。

※町補助金以外の収入（国・県・その他の団体からの補助金・助成金、商店会・団体の構成員以外からの寄付金等）がある場合は、その額を差し引いた額が補助対象経費になります。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

●補助金交付の流れ



●募集期間

- ・令和8年5月1日（金曜）～令和8年5月29日（金曜）  
（令和8年度の予算は100万円。）

●申請方法

募集期間内に下記書類を町観光課観光商工係まで提出してください。

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（別紙1）
- ・収支予算書（別紙2）
- ・添付書類（事業箇所を示す図面、見積書の写し等）

<共同事業を行う団体の場合>

- ・代表者選任届

**※補助金申請様式は、町のホームページからダウンロードできます。**

●その他の注意事項

- ・1事業につき1件の交付申請とする。
- ・同一年度における同一団体からの交付申請は2件までとする。
- ・補助金の交付要綱の規定を順守すること。

【問合せ先】

白浜町 観光課観光商工係

TEL:0739-43-6588 FAX:0739-43-7825

E-mail: kankoshoko@town.shirahama.lg.jp